

祇園御靈会と行幸

—なぜ天皇は神輿を避けるのか—

福眞睦城

はじめに

中世の祇園御靈会（以下祇園会）に際して天皇が方違行幸と称して御靈会の神輿を避ける習慣があった。⁽¹⁾院政期以降の記録を見ていくと六月上旬、多くは祇園会を翌日に控えて、天皇が他所に行幸する記事を多く拾うことが出来る。後掲の一覧に見るとおり断続的ながら実に二百年以上にわたって続けられた。多くの記録は「明日祇園御輿迎の路を避くるをもつて」⁽²⁾「主上祇園御靈会により今晩臨幸す」⁽³⁾など祇園会を理由として行幸が催されたことを明示する。しかしこの行幸と祭礼がいかなる関係にあり、なぜこのような「避ける」行幸が行われねばならなかつたか具体的な論証は管見の限りない。

ただこれに対して際立つた注目をされたのが五味文彦氏である。氏はこの行幸が天皇と御靈会に距離をもたらし、祭礼の主導的地位が院権力に吸収されるきっかけになつたと位置付けた。そのなかで『長秋記』の記事を元に「白河天皇の応徳の祇園会の御輿迎の日、少将井の御輿が天皇の御所三条殿の近くを通つたが、その後に中宮が死去した事件が起こつた。いうまでもなく祇園は御靈神であるから、この事件を契機に天皇は祇園の神輿を避ける慣例が生じ、以後、天皇は祇園神輿が御所近くを通るときには、他所に方違するのが慣例となる」とした。行幸は中宮崩御という凶事とそれを引き起こした御靈神という性格がもたらしたと結論したのである。⁽⁴⁾

ほかに久保田収氏による激しい雜踏を避けるべく行われたといふ指摘⁽⁵⁾、大村拓生氏による「白河の意志で堀河からはじめられた祇園御靈会を避ける行幸」は「天皇の私的な意味の強い行幸」で、「公

家社会からも不合理と認識され」ていたという位置付けがある。⁽⁷⁾

しかし、いざれもこの行幸催行の理由、目的については明確な解答を与えたとはいえないだろう。御靈神ゆえに避けたとなれば、これ以後も続く祇園社行幸は御靈神に会いに行くことになり説明がつかなくなる。⁽⁸⁾ 同様に鎌倉時代後半まで継続された事実に照らして、

「不合理と認識され」たという指摘も整合性を持つまい。「混乱を避けるため」という指摘は合理的、かつ行幸の実際目的として妥当性を持つと思われるが引用された事例が少なく、全面的に再検討が必要であろう。

以上を踏まえて本論ではなぜ祇園会を避ける目的の行幸が行われたのかを解明する。まず行幸の創始を語る『長秋記』の全面的な検討からはじめよう。これによって天皇が何を避けたのかを明確にすることが出来よう。ついで、皇居と祇園会の道順—神幸路—の関係を明らかにする。祇園会は御旅所を巡る祭礼である。御旅所が発生し、それを巡る神幸路が登場するのが順序である。これらの発生と定着を行幸事例の分析から見直していくことにしたい。結果、天皇が避けたものは祇園会の何であったのか見えてくるはずである。

一、神輿違行幸の成立

1. 神輿違行幸の概略

本論で取り上げる祇園会を避ける行幸は「祇園会方違」「御靈会

御方違行幸」或いは単に「方違行幸」と呼ばれる。しかしほとんどの場合「祇園会によって行幸」の如く呼ばれ、特定の呼称を冠されることはない。ここでは『増鏡』の「新院六條殿にわたらせ給し比、祇園の神輿たがひの行幸ありし時」に倣い「神輿違行幸」と呼ぶこととする。

祇園会を概観すると十世紀後半には十四日を祭日とするようになる。神輿の登場も同じ頃と想定される。以下の日程が固まるのは十一世紀後半と見られる。六月七日に祇園社の三祭神の牛頭天王・八王子・婆梨采女がそれぞれ神輿に移され、祇園社から御旅所に移される。これが神輿迎である。祇園社の御旅所は東洞院西・高辻北に位置する大政所御旅所と、東洞院西・冷泉北に位置する少将井御旅所の二カ所である。前二者の男神二基の神輿は大政所、後者の女神一基の神輿は少将井御旅所に巡回。一週間の駐輦を経た十四日に進発し、三条大宮の「列見の辻」で三基が合流し本社還幸となる。

いま付図に示した神幸路は応仁の乱後まで維持されていたことが確認できるが、いつごろこの姿に定まったのかは明らかではない。

さて神輿違行幸を一瞥しておこう。後掲の一覧表は管見の限りの神輿違行幸と神輿巡行路変更事例である。行幸の初見は応徳元年（一〇八四）、白河天皇による行幸、最後は延慶元年（一二〇八）、後一條天皇による。実に二百年以上にわたって継続され、一種の中行事と化したものであることが知られる。

一覧および付図から行幸は特定位置の里内が用いられている時に

行われたことが知られる。①二條・東洞院という少将井神幸路に面した御所、②大政所からの神幸路に面した五條大宮御所、③本社還幸路にあたる三條大路に面した三條・三條烏丸殿に大別できる。行幸が祇園会神幸を避けることを目的としていたことは瞭然である。

この目的が明確であればこそ、延慶元年八月以降、皇居が二條大路の北に去って自然に終焉を迎えたのである。

ではこの行幸が何のために、何を目的にして行われたのかという本論の主題を明らかにするべく、その成立に関わる事情を検討しよう。

2. 『長秋記』の検討

すでに指摘したように神輿違行幸が行われるようになつたわけについては五味文彦氏の指摘がある。この指摘は『長秋記』長承三年（一一三四）六月四・七日、翌保延元年六月七日條に基づいている。おさらいすると、応徳年中の御靈会神輿迎の日、少将井神輿が御所三條殿近辺を通り、直後に白河天皇中宮賢子が崩御。以後、天皇は神輿を避けて他所方違をするようになつた、というものである。行幸の本質を検討するために今一度この点を確認していこう。

① 『長秋記』長承三年六月四日條（部分）⁽¹⁾

永承元年後冷泉院御二條亭、所謂只今皇居、彼時他所遷御之由不見者、其儀已可准拠歟、予云、（中略）故白川上皇御三條殿時、御靈自四條渡給、故院件例被仰不吉思食由、而當時上皇御

三條烏丸殿時、遷他所、者付其儀可令他所歟云々、
（渡脱カ）

② 『長秋記』同七日（部分）

応徳間白川院御三條殿東洞院、彼時御靈会道用四條、然而其後於彼三條殿、故中宮崩御、以是故院称不吉例、

③ 『長秋記』保延元年五月廿五日（部分）

下官申云、憚皇居、御靈会自四條行給事者、依故院仰、被停止了、（中略）裏書云、堀河院為皇居之間、小社院自大炊御門渡給、其例無別難歟、

④ 『長秋記』同年六月七日（部分）⁽²⁾

（白河院・ママ）
鳥羽院三條東洞院時、御靈会被用四條、可依此例之由、前年
（鳥羽院）當院御三條殿之時、有其沙汰、而故院（白河院・ママ）仰云、御靈經四條給後、不經幾程、堀河院母后崩給、是為身第一歎也、不可用此儀云々、仍無其儀、但其後堀河院治天下間、御堀河院（二條堀河辺）其時小社院自大炊御門西行給、御宇廿一年、太子統位及子孫、是最吉例歟、但人々不申此旨歟、

以上の記事はいずれも崇徳天皇の治下、鳥羽院政期である。兩年とも皇居は二條東洞院殿（二條南・東洞院東）にあつた。それが神輿迎を控えて他所（二條万里小路殿）へ行幸することの可否が議されたときの記事である。

すなわち白河天皇が三條東洞院殿を皇居としていたとき、御靈会の道を御所前の三條から四條大路に改変させた。それが原因で中宮が崩御した。神幸路の変更は不吉である。よって鳥羽天皇が三條殿

にいた時、御靈会神幸路を避けて行幸することになった。だから今

回の崇徳も行幸すべきことが縷述されているのである。

ではまずこの白河院の発言、鳥羽天皇の行幸は事実として跡づけられるものだろうか。

白河天皇が応徳年中に三條東洞院殿を皇居として用いたのは確かである。⁽¹³⁾ そして中宮賢子は応徳元年九月二二日、病によって崩じた。⁽¹⁴⁾ 御靈会から三ヶ月経つての崩御を「不經幾程」と捉えるのが妥当かどうかまず疑問が発生する。

そして問題なのはこの応徳元年の御靈会の日、白河がどこにいたかである。六月五日、御靈会を理由に三條殿を発輦。⁽¹⁵⁾ 十五日まで堀河殿に滞在して三條大路を渡る神幸と接触を避けていた。これでは経路をあえて四條大路に変更させたとは考えがたい。神幸路改変と中宮崩御は歴史的事実として無関係であることが明らかであろう。⁽¹⁶⁾ では、鳥羽天皇の三條東洞院殿御所からの行幸はどうだろう。こちらは一覽²の事例として確認でき、『長秋記』に従えば白河院の主張によって実施されたものということになる。

A 『殿暦』 永久五年六月十三日條（部分）

今日依御方違行幸白河、依明日祇園御靈会無還御、是御所南ヲ下人狼藉ニ渡故也

B 『中右記』 長承三年六月六日條（部分）

永久五年六月主上御三條烏丸信通宰相宅間、渡御白河院御所、依為白川寺中不被奉渡内侍所也、上下衆人祇園御靈会騎馬過陣

中（後略）

一点点の史料とも行幸は「下人狼藉」とか「騎馬過陣中」という祭礼に付き物の雜踏を避けるべく行われたと記すばかりで、白河院の関与や凶例の痕跡は全く認められない。

そもそも不思議なことに白河院の主張する中宮崩御を不吉の先例として記録するのは後にも先にも『長秋記』のみで、以後一切引かれてことのない先例なのである。なぜ『長秋記』だけが記録しているのかは判らない。この白河院の主張が貴族層にとつては明らかに事実ではないことが自明だったからかもしれない。しかしここで確認しておきたい。祇園会の経路を「三條から四條に変更する」といふのはこの後まで深く忌まれ続ける。一連の「不吉」記事は応徳年中には三條大路が簡単に変更を指示できない、祭礼の道になりつつあった時代の雰囲気を伝えている点が重要である。

以上の検討から『長秋記』の不吉例が事実として成立せず、かつ同時代以降の人々の共通認識ではないことが明かとなつた。神輿違行幸の理由は他に求めねばなるまい。

3. 神輿違行幸の定着

少なくとも行幸が皇居と神幸が接するのを避ける目的で行われるのは付図からもはつきりしている。では一覽の順を追って行幸が定着する様子を追っていこう。

白河、鳥羽の行幸についてはすでに見たとおりであるが、その間

に即位した堀河天皇の場合はどうであろうか。堀河天皇は応徳三年（一〇八六）十一月、堀河院に践祚。以後、閑院・高陽院・内裏を皇居としつつ、少将井神輿路である二條大路を北に控えた堀河院と閑院を長く皇居とした。しかし一度も神輿違行幸はしていない。

前掲の史料④によれば堀河天皇が堀河院を皇居としていた時、少将井の神輿は二條大路を避け大炊御門大路を西に進んだ。結果、堀

河天皇の在位二年に及び、しかも皇子宗仁親王が鳥羽天皇として天位を践み、さらに子孫に及ぶに至り吉例であるという。また③でも堀河院を皇居としている間、少将井神輿は大炊御門から巡行する例であり、それは不都合ではないとされている。実際、堀河天皇が堀河院を皇居とした寛治年中（一〇八七～一〇九四）には御靈会に伴う行幸は行われておらず、神幸路が変更される例として後々まで引用されるようになる。この神幸路変更の点は後述する。

次なる行幸が引用の長承三年、崇徳天皇行幸になる。ちなみに鳥羽天皇は永久五年末から退位まで、崇徳天皇も即位から長承二年末まで土御門烏丸殿（土御門南・烏丸西）を皇居に用いた。このためこの間、神幸路と皇居は接しないで推移している。⁽¹⁷⁾

長承三年は二條東洞院殿からの行幸である。ここは二條南・東洞院東に位置しており少将井御旅所へ向けて北進する神幸列を西に迎える形になる。この時、すでに見たような神輿を避けての行幸があるべきかどうか議論が起り、わけても騎馬の行列が内侍所在所付近を渡る事への危惧が取りざたされた。結果は「内侍所御所、人々

騎馬にてこれを過ぐるは不便也」ということで内侍所を伴って二條万里小路殿（鳥羽院御所）行幸となる。以後、仁平元年にかけて皇居が東洞院に面している場合、「感神院神輿迎騎馬雜人」⁽¹⁸⁾が「皇居二條西陣を過ぐるによ」⁽¹⁹⁾り神幸を避けての行幸が恒例となつたことが知られる。長承三年が行幸定例化の第一歩だったと位置づけられよう。

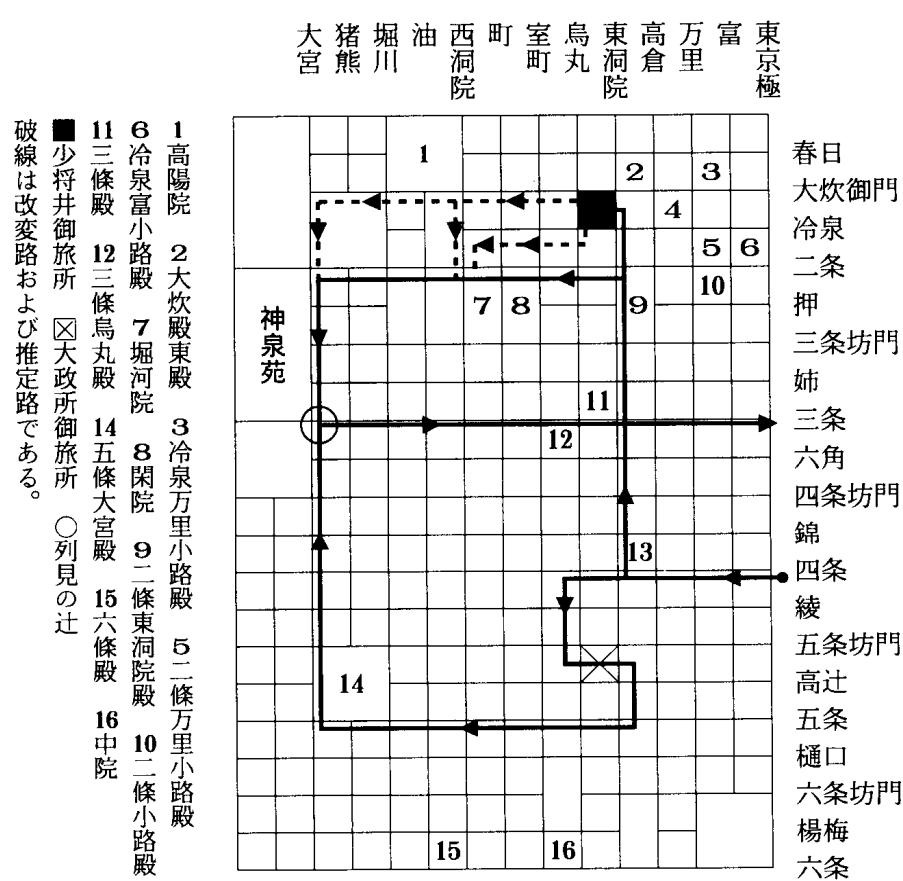
そして嘉応二年（一一七〇）、皇居が閑院内裏に定まるや神輿違行幸は以後まったく恒例となるのである。この時の行幸は御靈会の一ヶ月も前の五月十九日「夏天里内便無きの上、最勝（講）清涼殿にて行わるべし、又来月祇園御靈会の間、閑院二條に面するの憚り有り」として早々と行われた。すでに御靈会を避ける行幸は当然視されているのである。十二世紀前半、神幸路が皇居を避けて変更していたのが、全く逆に天皇が神幸を避けるという事態へと変遷をとげたのである。

しかしながら、かつてのように神幸路改変をさせなかつたのであるう、あるいはさせることが出来なかつたのであろうか。もともと祇園会神幸は皇居を避ける、あるいは朝廷の指示によって道を変える性格のものであったと考えられる。神幸路は祭礼の草創期から固定した順路を維持していたわけではない。管見の限りでは皇居と神幸路の関係は後冷泉天皇康平二年（一〇五九）まで遡及しうる。康平二・三両年六月、皇居は二條堀河殿にあった。この時神輿列は三条を変じて四條を渡っている。⁽²⁰⁾同様に白河院も祇園会の道を三條から

四條に変更させていた。また堀河天皇の堀河院皇居の例に見る如く、御靈会の行列は皇居を憚つてその前を通過しないのが本来だったはずである。

第一には神幸路の定着、固定化である。三條大路に直面する皇居は後冷泉天皇以後、後三條天皇が延久元年（一〇六九）に用いただけで応徳元年まで絶える。二條北面の皇居も堀河天皇以後長く絶えている。おそらくこの間に三條・二條大路が神幸路として定着し、ついには朝廷の意向で改変を簡単には命じられなくなつたであろうことが物理的、直接的原因として考えられる。この点は後述する。第二点は鳥羽院の政治的意向による先例の否定である。史料④は崇徳行幸を巡る議論の中、堀河天皇による神幸路変更は「最吉の例」とされながら「人々この旨を申さ」ず、否、申せずに終わつた事実を伝える。事実として成立しない不吉の例と廷臣達の沈黙を考える時、『長秋記』のみが伝える白河院にまつわる凶例とその意向は鳥羽院の政治的捏造と言つても決して誤りではあるまい。詳しい理由は不明とせざるを得ないが、鳥羽院が父帝にならつて祭礼の主導権を企図していた所以であろうか。

神輿違行幸は白河院によって始められ、「白河院の意志」を名分にした「鳥羽院の意向」で崇徳天皇から恒例化されたといえよう。ともかくも長承三年、鳥羽上皇によって神幸路を改変するという先例は否定された。その意味において、鳥羽上皇こそ神輿違行幸の創始者と言つてよい。では次に祭礼巡行路についてみていく。



付図 神幸路と皇居・行幸先殿舎一覧

二 神幸路の成立

1. 御旅所の成立

神幸、神幸路の成立のために不可欠な存在が御旅所である。ではこれら御旅所の成立を行幸との関係から考察してみよう。

①大政所御旅所

社伝によると大政所御旅所は天延二年（九七四）御靈会に際して寄進され、十世紀後半には「神を迎える在地側のセンター」として成立しつつあったことが認められるようである。⁽²¹⁾ 大政所御旅所神幸に伴う行幸は一覽表70・72・73・74という鎌倉後期の事例しか無く、行幸事例から成立時期を考察するという目的は達し得ない。

②少将井御旅所

少将井御旅所の成立事情は明かでない。社伝では大政所に遅れること一五〇年ばかり、崇徳天皇の保延二年（一一三六）、冷泉東洞院の方四町を寄進されて成立したという。⁽²²⁾ しかし前掲史料①に見るよう永承元年（一〇四九）の祇園会に際し、一條東洞院殿から行幸しなかつたとされるので、すでに東洞院を進む神幸と御旅所が存在したことが知られる。

されば朝廷の寄進、支援を得ての御旅所の成立が遅れるのはなぜであろうか。かつて河原正彦氏は少将井御旅所に渡御してくる祭神・婆梨采女への信仰に注目、その信仰発生時期を十二世紀とし、

もって御旅所の認知時期とされた。しかし延久年中には牛頭天王・八王子とともに独自の神像も本殿に安置されており、十二世紀になつて少将井信仰が急激な高まりを見せたとの見解には従いがたい。

また婆梨采女の竜女という性格に着目して神泉苑との関連を指摘する声が強く存する。⁽²⁴⁾ 就中、婆梨采女の少将井神輿が神泉苑東脇を通過し、三條大宮という神泉苑のほとりで牛頭天王の神輿と邂逅を遂げるのは神輿巡行が牛頭天王の竜宮への妻迎えを、神泉苑が竜宮を象徴するとの見解も示されている。しかし神泉苑に接する大宮大路・三條大宮辻が神幸路となるのは康和五年（一一〇三）で、当初から神泉苑と結びついて信仰や祭礼が発達したかの様な見解には従いがたい。むしろ少将井御旅所が大政所御旅所の真北、ちょうど三条大路を挟んで南北対称の位置関係にあることに興味を引かれる。

意図せずして御旅所の位置がこのような対称関係になつたとは考えにくい。大政所井に対置する冷泉東洞院の井水の地に竜女信仰と相まって、大政所からあまり時を経ないで少将井御旅所が誕生したと考えて良いようと思う。この少将井の地は小野宮邸をはじめ皇宮里内が集中する地である。つまりかではないがこうした殿舎の興廢や相伝の曲折の中、保延にいたつて方四丁の御旅所が寄進成立、公認されるに至つたのである。

如上の如く、大政所御旅所は十世紀末に成立し、少将井御旅所は遅くも十一世紀中葉には発生していたことが確認できた。では次に神輿巡行路について検討していこう。

2. 神幸路の成立

既述のとおり、十一世紀半ばには東洞院大路と三條大路が神幸路として確認できた。二條大路は十一世紀末までには神幸路となるが、度々改変対象とされ固定化は遅れる。

なぜかくも二條大路は改変の対象になり得たのか。もともとの神幸路が大炊御門大路だったからではないかと推測する。付図をみてわかるように二條大路では少将井御旅所が神幸路から浮き上がってしまう。南北対置の御旅所位置や後述する氏子地域という観点からしても本来は御旅所を取り込む形で巡行があったと見るほうが自然である。それが南下して二條になつた原因、これも推測の域を出ないが上下御靈社の御靈会の登場が考えられる。この祭礼の十一、十二世紀前後の具体像はまったく判らないのだが、祇園会の神幸路が揺れるこの時期が御靈社御靈会の整備された時期と見ることが出来るかもしだれない。

そして康和五年（一一〇三）年六月、堀河大路に換えて大宮大路⁽²⁵⁾が三基神輿合流の道、列見の道として用いられるようになる。なぜこの年に神泉苑東辺に当たる大宮大路を用いるようになったのか理由は定かでないが、折しも永長の大田楽（一〇九六）の後にあたり、白河院のてこ入れや祭礼の規模拡大がかかる事態をもたらしたのであるまいか。また神泉苑東辺に神幸路が移された事実に注目すれば婆梨采女と神泉苑を結びつける信仰、竜宮説話に基づく祇園縁

起が高まりを見せ、何らかの影響を与えたとも考えられる。東・西・北・真中の道ときて、南の神幸路である。大政所は少将井より早い成立が見込まれるので、そこを通過する神幸路が最も早く成立したと考えられるのだが、管見の限り、具体的な所見は平安・鎌倉時代を通じて皆無である。当初から付図の如く五條大路を用いていたのか、何らかの変遷を経たものか判然としない。ここで考えられるのが二條大路と御靈社の関係同様、稻荷社との境界としての五條大路の性格である。

かつて岩橋小彌太氏と中村直勝氏が氏子区域という概念について、祇園社と稻荷社の境界を対象に考察をされたことがある。岩橋氏は敷地役という賦課対象となる区域がやがて氏子地区になると推論された。これに対して中村氏は敷地役賦課地区は社領であり氏子地区とは重ならないと批判されたのである。都市における氏子区域がどのようにしていつ頃成立したのかは未だに詳らかではないが、少なくとも近世の祇園社氏子地域が神幸路で囲まれた区域に合致する事実は興味深い。⁽²⁶⁾

正和元年（一一一二）、稻荷社神主は稻荷祭敷地役を五條以南に賦課することの復活を求めて訴えた。⁽²⁷⁾ 稲荷祭敷地役は永治年中（一四一〇）以後、五條以南に賦課され、そこが稻荷社敷地であるのは明白である。しかるに同敷地住人が山僧を語らって祇園社敷地である旨を主張し、六條以北敷地役停止の院宣が発給されたのは承伏できないというものである。この文書によれば稻荷社は毎年三月

初日、東西朱雀大路と五條大路の交点・南側に敷地の傍示榊を立てるのを例とし、祇園社は五條大路と東朱雀大路の交点北側に傍示榊を立てる例であったという。とすれば五條大路が早い時期から稻荷社と祇園社の境界に定まっていたと考えて良いのかも知れない。祇園社がこの訴訟で稻荷社と係争した形跡は見られず、五條大路が稻荷社境界という認識だったのではないか。そしてその認識は神幸という可視的な手段によって毎年確認され、周辺住民を含めた当然の了解になっていたと思われるのである。以上の傍証から、恐らく大政所御旅所を巡行する神輿は当初から五條大路を用いていたと考えて良いであろう。⁽²⁸⁾

以上から祇園社を出た神輿が四條大路を経て東洞院大路で南北に別れ、少将井・大政所にそれぞれ駐輦。少将井は二條大路、大政所は五條大路を経て大宮大路を進み、三條の列見の辻にて合流還宮するという付図の神幸路は康和五年の大宮大路への変更をもってほぼ成立したと言うことが出来る。

なかでも三條大路の改変は嫌われ、いち早く固定した。天福元年の神幸路変更を巡る議論に際して二條改変は先例有りとするものの「先例二條皇居たるの時、御靈会四條大路を用いらるる事相存ずるか、その時洛中瘴煙殊に競い起こる」⁽²⁹⁾「御靈会の路においては三條の外の例不吉」⁽³⁰⁾としてこの大路を動かすことには強い忌避感があった。加えて三條大路は祇園会見物の場であり、多くの棧敷が構えられたことでも改変が嫌われた理由として考えられる。⁽³¹⁾

二條大路は古くからの神幸路ではなかったと思われるが、御靈社との境界、祭礼空間認識の発生などから徐々に定着し、長承三年以後にはほぼ固定化した。しかし以後、二度変更された例がある。一覽表16の安元二年、54の天福元年の例である。安元二年六月七日、内裏触穢によって行幸が不可能となつた。そこで「嘉保の頃度々例有り、また二條院の御時常の事」として「少將院御輿、大炊御門より西行したまうべきの由仰下され」たのである。⁽³²⁾天福元年(一一三二)には天皇物忌により神幸路が変更された。この時も「寛治以後、少將井神輿の路改めらるるの例四五度ばかりか」「少將井神輿冷泉を用いらるるは寛治元年より七年に至るまでかくの如し」とて、「少將井神輿路を避けんが為の行幸無し、神輿路大炊御門大路たるべきの由仰せ下」されたのである。今一つの例外。一覽表11の永万元年

本来皇居を憚つた神幸路は、里内裏が転々とする間に固定した道となつた。他社との境界認識も容易な変更を許さなくしたのであるう。

三 神輿違行幸の目的

1. 優先される神幸路

将井神輿の路改めらるるの例四五度ばかりか」「少將井神輿冷泉を用いらるるは寛治元年より七年に至るまでかくの如し」とて、「少將井神輿路を避けんが為の行幸無し、神輿路大炊御門大路たるべきの由仰せ下」されたのである。⁽³³⁾今一つの例外。一覽表11の永万元年(一一六五)六月七日、病重くなつた二條天皇は皇居二條東洞院殿から行幸する事が出来なかつた。これによつて神輿はこれまでとは違う新路を北進している。⁽³⁴⁾

このように天皇の身に不測の事態が発生し、行幸が不可能になつた場合にのみ神幸路の変更が命じられ、そうでない限り行幸は行われるのが通例となつた。

しかるに時代が下つて宝治元年（一二四七）六月、宝治合戦に伴う天下穢が発生した。しかし祭礼は執行され、穢中行幸は難ありとしつつも行幸は敢行された。⁽³⁵⁾ここにいたつて神幸路は動かさないもの、かつ天皇の都合に優先することが明確になつたと言うべきであろう。

弘安七年（一二八四）、嘉元二年（一三〇四）と当該行幸の最後の事例となる延慶元年（一三〇八）の行幸からはさらに神幸路の優先が進んだことを知る。すなわち六月六日、行幸が行われ一旦還御の後、十三日には少将井御旅所を発した還幸の列を避けるべく再度の行幸が行われたのである。かつて長承三年、同じ場所が皇居であつた際には本社還幸の神輿は東洞院を南下して再度御所脇を通るのを避け、冷泉大路を北向し、烏丸大路を経て一條大路に出たのであつた。これが先例となり、以後一條東洞院を皇居にしているときも神輿違行幸は一度ですむ便法が開かれていた。⁽³⁶⁾いまや一條東洞院殿は閑院に皇居の座を譲つて長く、この先例は機能しなくなつていがあるのである。⁽³⁷⁾

2. 神輿違行幸の目的

さて天皇動座の原因について筆を進めたい。何を避けたのかであ

る。これまで当該行幸は少将井神輿を避けると認識されてきたがそうではない。一覧70・72・73・74の事例は五條大宮殿からの行幸で、明らかに大政所神輿の列を避けている。⁽³⁸⁾すなわち行幸は個別の神格に左右されるものでないのは明らかである。では何を避けたのか。結論から言って神幸の雜踏と混乱、そのもたらす不測の事態を避けることが目的であった。これがほとんど唯一の理由であり、極めて合理的な目的に即した行幸であったのである。

具体的に検証してみる。永久五年六月十三日「今日御方違により白河に行幸す、明日祇園御靈会により還御無し、これ御所南を下人狼藉に渡る故なり」とし、当初から祇園会の行列がもたらす雜踏の忌避に主眼がおかれたことが明白である。さらに「内侍所御所の前より雜人騎馬するの條、甘心せられず」、「上下衆人祇園御靈会騎馬、陣中を過⁽⁴⁰⁾ぎること、すなわち「雜人往反して陣頭便無き」⁽⁴¹⁾ことが問題であつた。

一方、行幸への疑問の声もあることはある。先例として神幸路変更が行われた以上、行幸は回避すべしという意見である。九條兼実は寿永三年の行幸に際し、寛治年中の例に依つて行幸無しを上策とした。藤原定家も天福元年の神幸路変更に際して「年来皇居閑院以後、毎年の行幸はなはだ無益か、時の輩ただ煩い無きをもつて先となすか」とし、神幸路改変が可能ならば例年の行幸は無用ではないかと疑問を投げかけている。⁽⁴²⁾しかし「時の輩ただ煩い無きをもつて先となす」とは当時一般には行幸が行われるのが「煩い無き」事で

あり、神幸路の変更こそが非常のことと認識されていたことを示すものであろう。既述の通り嘉応二年には五月から神輿違を意識した行幸が行われており、「これすなわち宸儀臨幸は狼藉を避けんがためなり」⁽⁴³⁾ というのが公家社会一般の認識であった。

この行幸がここまで意識されるのは内裏という空間が解放性を持ち、天皇やその周辺には都市民衆が日常的に姿を現し、時に威儀を破壊する事態さえあつたからであろう。とすれば祭礼の行列が常に増した不安を天皇およびその周辺にもたらしたことは想像に難くない。「主上〈先の後一條院〉一條院にいますの時、賀茂祭一條より東に行くを免ぜらるるあり、主上他所に渡御せず、これ北面の門無きによる也」⁽⁴⁵⁾ という記事がある。賀茂祭の行列が皇居北面の通過を許されたのは行列の通過する一條大路側に門がなかつたからというのである。一般に祭礼の行列が及ぼす混乱や様々の影響が皇居側にとつてどのように意識されていたのをうかがい知ることが出来よう。⁽⁴⁶⁾

また神輿違行幸が天皇の個人的外出、遊興的一面を持つことも公家社会の関心を引く要因であつたろう。⁽⁴⁷⁾ 院御所が行幸先に当てられることが多く、朝覲行幸などに比べただけた父子面会の場として利用されたと考えられる。⁽⁴⁸⁾ 臣下の邸宅が行幸先となる場合も天皇への奉仕として接待が用意されたと考えられる。⁽⁵⁰⁾

では雑踏と混乱を避けるという目的以外は考えられないであろうか。

御靈神だから、という見解は祇園社行幸が説明できなくなつてしまふ。

まい不適当である。また陰陽道の金神同様、「動く神」への対応ではというのもほとんど蓋然性が無いであろう。

さらに穿つて親拝について考えてみよう。近づいてくる神に対し幸するのではという仮説である。天皇による直接祭祀の対象は伊勢神宮のみで、他社神々についてはたとえ行幸したとしても使臣をして祭祀を執り行うのが原則である。⁽⁵¹⁾ この原則は貫徹されており、神輿が近辺を通過したからといって拝礼などの必要が生じたとは考えにくくこの仮説も否定されよう。

黒田日出男氏によれば十一世紀末から十二世紀前半にかけて日蝕・月蝕に際しての御読経が頻出し始めるという。これは「天皇の身体」を自然秩序の異変などの穢から守ろうという意識に発するとされる。行幸が定例化するのはちょうど十一世紀前半であり、天皇の身体保持という意識から運営されたことは可能性として考えてよいかも知れない。⁽⁵²⁾

鳥羽上皇の意志で始まり定着した行幸だが、以後こうした政治的意向を離れて純粹に合理的な目的を持った行動として定着したのである。

おわりに

本論が目指した第一の課題は神輿違行幸が何故、何を目的に行わ

れたのかである。結果として久保田収氏の指摘を確認する形になつたが、これまで言われていたような、或いは私自身が漠然と想像していたような不吉の例や敬神、御靈神への畏怖といった精神性の問題ではなく、雜踏回避という厳然たる合理的な要求に基づいて催行されていた事を明らかにする事が出来た。

そして祇園会神輿巡行の道筋がいつ頃、どのように成立したのかということも明らかになった。少将井御旅所成立とともに、室町時代まで維持された神幸路が整うのは遅くも十一世紀半ばを下らない時期で康和五年の大宮大路への変更を以て完成した。それが全く固定し不動の道となるのが十二世紀前半であった。神幸は可視的に神社の影響下にある空間を明示する行為でもあるから、当然道の固定化には他社との境界意識、後の氏子意識などに通じるものも作用していたであろう。

祇園会の道筋が固まつていく中で、行幸不可の事態が発生すると祭礼は皇居を避けつつ執行された。では、あくまでも天皇と神幸を切り離そうとするのは一体なぜなのか。これを直接語るものは見出しえなかつたが、天皇と祭礼の担い手たる都市民衆の間に、天皇と神幸が切り離されて存在すべきことへの共通認識があつたと考えた。公家社会の視点からの論述に終始したが、この行幸は祭礼を行う都市民衆にとっても必須だったのであるまい。この点、永長の大田樂が松尾祭中止に対する民衆の抵抗行動であったという指摘は示唆的である。⁽⁵³⁾ この経験は祭礼の主体にとって祭礼執行への権力の

介入や規制を避けるために、あらかじめ回避できるものは回避しておこうという記憶をもたらしたのではないか。そう考えると、天皇は単に祭礼を避けたのではなく、避けることで祭礼を執行させないと評価することができよう。

註

(1) 『古事類苑』神祇部六八「八坂神社」に「天皇避神輿」と頭注立項され関心の対象であったことを知る。

(2) 『台記』久安六年六月六日條。

(3) 『玉藻』暦「元年六月十四日條。

(4) 『馬長と馬上』(『院政期社会の研究』山川出版、一九八四)

(5) 脇田晴子『中世京都と祇園祭』(中公新書、一九九九)も同様の認識を示している。

(6) 『八坂神社の敬神』(『八坂神社の研究』臨川書店、一九七四)

(7) 大村拓生「中世前期の行幸」(『年報中世史研究』一九、一九九四)

(8) 安井速「御靈信仰の成立—タタリ神から本地垂迹へ」(『仏教史学研究』四一一、「一九九九」)は10世紀には御靈神は崇る存在から守護する存在へ変身することを論証している。

(9) 『増鏡』八、飛鳥川

(10) 『祇園社記』十五

(11) 以下引用は史料大成による。

(12) この箇所は白河院と羽院を混同した表記がある。東大史料編纂所架蔵定家自筆本『長秋記』写真帳(ただしこの箇所は定家の筆ではない)、内閣文庫架蔵『長秋記』写本(楓三一冊本)で確認したが史料大成本と異同はない。

(13) 詔間直樹編『皇居行幸年表』(続群書類從完成会、一九九七)参照。

(14) 『殿曆』同日條。

(15) 『水左記』応徳元年六月五日條。行幸先の堀川殿も少将井神幸路に北面する。神幸路を避けたことにならないのではと見えるが、後述す

るようこの時期の北辺の神幸路は二條大路ではなく、さらに北の大炊御門大路であったと考えられる。

(16) 応徳二・三年は三條東洞院殿からの行幸は確認できない。よつて「応徳間（中略）、御靈会道用四條」とはこの両年に神幸路を四條大路に変更したと考へるのが妥当であろう。

(17) 『皇居行幸年表』
(18) 『本朝世紀』久安五年六月六日條。

(19) 『中右記』保延二年六月六日條。
(20) 『中右記』長承三年五月十二日。

(21) 濑田勝哉『中世祇園会の一考察—馬上役制をめぐって』（『日本史研究』二〇〇、一九七九、のち『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四所収）

(22) 『祇園社記』第二崇徳天皇頃（『増補続史料大成八坂神社記録』三所収）

(23) 河原正彦「祇園御靈会と少将井信仰—行疫神と水神信仰との抵触」（『日本文化史論集』一九六二）、氏はこの時期の神像安置を認めていないが、『玉葉』承久三年記事に明らかである。

(24) 河原前掲論文、松前健「祇園牛頭天王社の創建と天王信仰の源流」（角田文衛博士古稀記念『古代学叢論』一九八三）、黒滝龍一「八坂神社の夏堂及び神子通夜所」（『中世寺社信仰の場』思文閣、一九九九）

(25) 『本朝世紀』康和五年六月十四日條。

(26) 岩橋小彌太「京都に於ける神社と氏子との関係及敷地役に就いて」（『歴史と地理』一三一五、一九二四）、中村直勝「氏子区域と敷地役」（同二四一、一九二五）。萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』七章三節

(27) 『鎌倉遺文』三三一卷（四七六六号）「山城稻荷社神主等陳状案」
『明月記』寛喜元年三月十四日條、『華頂要略』「門主伝第五慈源」
『氏子組織の普遍化』（吉川弘文館、一九六二）。

(28) 『鎌倉遺文』三三一卷（四七六六号）「山城稻荷社神主等陳状案」
『明月記』寛喜元年三月十四日條、『華頂要略』「門主伝第五慈源」
『氏子組織の普遍化』（吉川弘文館、一九六二）。

宝治元年條などにも六條以南住人に稻荷祭の賦課がされたことが記されている。正和の事例と併せ考へると五條六條間が祇園・稻荷社いづれかの敷地と確立していなかつた証左で慣習に則つたものにすぎなかつたと考へる。瀬田氏の言ふ通り、敷地は祭礼に限つて特定の負担

をする地域であるから、祭礼そのものにより宗教的空間として囲い込むのが敷地成立の最も有効な手段である。こうした認識から稻荷社は神を立てるという宗教行為から敷地を主張し、対する祇園社は五條が神幸路であったが故にこそ、これらの相論に主体的に参加しえなかつたと考へるべきであろう。神幸路を六條まで南下させて考へることはないと思われる。

(29) 『民経記』天福元年六月十一日條。

(30) 『明月記』天福元年六月十二日條。

(31) 脇谷寿「賀茂祭の棧敷」（角田文衛博士古稀記念『古代学叢論』、一九八三）によれば賀茂祭見物棧敷は恒常的建造物が見られる。祇園会も同様であろう。『山塊記』治承三年六月十四日條によれば関白藤原基房は三條東洞院南側に五、六間の小屋を棧敷に構えている。

(32) 『吉記』安元二年六月十三日條。嘉保の例は然り。二條天皇が二條大路に面する皇居を占めた例は管見の限りなく、先例として持ち出された理由は判然としない。

(33) 神幸路変更の命令がどのような経路で誰に指示されたのか具体的なことは判らない。

(34) 『百練抄』同日條。東洞院大路に面した皇居を神幸が避けた例はこれが唯一である。この時、少将井神輿がどの道を通つて御旅所に入つたのか興味深いが不明である。

(35) この時、天福近例として神幸路変更も議されたが「不可然」として退けられた。その理由は不明である。

(36) 『中右記』長承三年六月十四日條。

(37) 第二章注5参照。一覽表68以降の還御日を見ると二度の行幸が行われない場合には一四日の祇園会終了を待つて還御が行われている。

(38) 丹生谷哲一『檢非違使』（平凡社、一九八六）五五頁において当該行幸を以て少将井神輿の神格を特異なものとされるのは問題がある。

こうした誤解は五條大宮殿からの行幸がこれまで看過されてきたことが原因である。また前掲河原論文が朝廷の少将井に対する強い関心が神幸を御所近辺を通過せしめたという事実と逆の重大な事実誤認をしていることも原因と考えられる。祭神の特異性は祭礼の実態に見ていく

くべきであろう。

(39) 『長秋記』長承三年六月七日條。

(40) 『中右記』長承三年六月六日條。

(41) 『玉葉』文治二年六月十四日條。

(42) 『玉葉』寿永三年六月一日條、『明月記』天福元年六月十一日條。

(43) 『玉葉』文治四年六月十三日條。

(44) 『玉葉』寛雅博「中世王權の周辺をめぐって」(『思想』八九三、一九九八)。

清水克行「戦国期における禁裏空間と都市民衆」(『日本史研究』四二一、六、一九九八)

(45) 『長秋記』保延元年六月七日條。

(46) 雜踏の様子は『中右記』寛治八年八月八日條、京極寺神輿迎の場面

がある。「同」永久二年六月七日條では神輿迎に人々が市を成すに及び、予防措置として中御門宗忠が檢非違使を伴って大炊殿東殿へ参内している。この御所は神幸路と接しないが、群れ寄る群衆への不安が相當なものであったことを推測させる。他に『兵範記』仁安二年四月二三日條、六條天皇は八條堀河の藤原顯長邸へ方違行幸の予定であったが稻荷社神輿が八條坊門猪熊御旅所に駐輦していたため鳥羽北殿へ変更した。これなども駐輦中の御旅所が洛中人士の參詣で雜踏する事態をふまえての行き先変更であったのは言を俟つまい。

(47) 大村前掲論文による。ただ例外的に『猪熊関白記』正治元年六月十四日條には当該行幸に対しても思われる勧賞が見られ、全くの私事と

して扱いきることもできまい。

(48) 白根靖大「中世前期の治天について—朝覲行幸を手掛かりに—」

(49) 『歴史』八三、一九九四

(50) 『明月記』寛喜二年六月十三日條、『民經記』翌年七月十二日條では亭主内大臣藤原実氏が賛を尽くしたしつらえと競馬で後堀河天皇を迎えた。これらの例はその賛を非難する趣旨で書かれているので、記録されなかつた他の行幸でも何らかの行事がもたれたと考えてよからう。

(51) 岡田莊司「天皇祭祀と国政機構」「神社行幸の成立」(『平安時代の国家と祭祀』、続群書類從完成会、一九九四)

(52) 『中右記』永久二年六月七日條の皇居警備も秩序、身体の保持を目指したものに違いはない。

(53) 戸田芳実「莊園体制確立期の宗教的民衆運動」(『歴史学研究』三七八、一九七八)、五味前掲論文。